



福岡医発第 2055 号 (地)
令和 4 年 10 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記の事務連絡については、令和 4 年 9 月 2 日付福岡医発第 1547 号 (地) をもって貴会宛にご連絡いたしました。

今般、同事務連絡を更新した旨、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部(局)宛事務連絡がなされ、本会に対しても日本医師会より連絡がありました。

今回の更新内容の概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

○ファイザー社の小児用新型コロナワクチン (5～11 歳用) について、現在、ファイザー社において有効期限延長に向けて安定性試験が継続されていることを踏まえ、有効期限が本年 10 月末 (ロット番号:「FN5988」) 又は本年 11 月末 (ロット番号:「FP0362」及び「FR4267」) となっている未使用のワクチンについては、事務連絡等で改めて連絡されるまで (現時点では連絡時期未定) の間は、有効期限を迎えても廃棄することなく、引き続き -90℃ から -60℃ の温度帯で適切に保管し、有効期間が延長された場合に再び活用できるようにすること。

○有効期限を迎えた小児用ワクチンは下記のとおり取り扱うこと。

- ・ロット番号を確認の上、他の使用可能なワクチンと区別して、有効期限が延長されるまでは接種に使用しないこと。
- ・有効期限内のワクチンと同様の貯法で保管すること。
- ・再凍結はできないこと。

日医発第 1404 号（健Ⅱ）

令和 4 年 10 月 14 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菡 敏

ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて

標記の事務連絡については、[令和 4 年 8 月 30 日付日医発第 1018 号（健Ⅱ）](#)をもって貴会宛にご連絡いたしました。

今般、同事務連絡を更新した旨、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛事務連絡がなされ、本会に対しても周知依頼がありました。

今回の更新内容の概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

○ファイザー社の小児用新型コロナワクチン（5～11 歳用）について、現在、ファイザー社において有効期限延長に向けて安定性試験が継続されていることを踏まえ、有効期限が本年 10 月末（ロット番号：「FN5988」）又は本年 11 月末（ロット番号：「FP0362」 及び「FR4267」）となっている未使用のワクチンについては、事務連絡等で改めて連絡されるまで（現時点では連絡時期未定）の間は、有効期限を迎えても廃棄することなく、引き続き-90℃から-60℃の温度帯で適切に保管し、有効期間が延長された場合に再び活用できるようにすること。

○有効期限を迎えた小児用ワクチンは下記のとおり取り扱うこと。

- ・ロット番号を確認の上、他の使用可能なワクチンと区別して、有効期限が延長されるまでは接種に使用しないこと。
- ・有効期限内のワクチンと同様の貯法で保管すること。
- ・再凍結はできないこと。

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 7 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの
有効期限の取扱いについて

標記について、今般、別添のとおり、都道府県衛生主管部（局）等宛てに事務連絡を発出したところです。

関係各位におかれましては、別添について、貴管下の会員各位に対し周知するとともに、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種の円滑な実施について、引き続き関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和4年 10 月 7 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの
有効期限の取扱いについて

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについては、「ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて」(令和4年8月26日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡。以下「令和4年8月26日付け事務連絡」という。)で周知しているところですが、ファイザー社ワクチン(5～11歳用)の取扱いについてのお知らせ等がありますので、下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県及び市町村(特別区を含む。)におかれましては、本事務連絡に基づいてワクチンの有効期限を取り扱っていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

また、これに伴い、令和4年8月26日付け事務連絡は廃止し、本事務連絡をもって代えることとします。ただし、令和4年8月26日付け事務連絡の別添1から別添3のロット一覧に掲載しているバイアルから変更はございませんので、申し添えます。

なお、下記の取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守したワクチンに適用されるものであり、本取扱いを踏まえつつ、保存方法についても適切にお取りはからいいただくようお願いいたします。

記

1 有効期限の取扱いについて

(1) 有効期限の設定について

ワクチンの有効期間は、一定期間ワクチンを保存した場合に品質が保たれるかについて、当該ワクチンを製造・販売する企業において集められたデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。このため、一度有効期間を設定した後であっても、当該企業において、引き続き、より長くワクチンを保存した場合に品質が保たれることについてデータが集められれば、そのデータに基づき、薬事上の手続きを経て、有効期間が延長されることがあります。

これらの薬事上の手続きを経て、現在、ファイザー社ワクチン(12歳以上用、1価:起源株)の有効期間は15か月、ファイザー用ワクチン(12歳以上用、2価:起源株/オミクロン株)の有効期限は12か月、ファイザー社ワクチン(5～11歳用)の有効期間は12か月及びモデルナ社ワクチンの有効期間は9か月となっています。

(2) 有効期限の取扱いについて

前述のとおり有効期間が延長されたものの、延長前の有効期間等を前提とした有効期限(最終有効年月日)が印字されているバイアルも、現在、流通し、使用されているところです。

新型コロナワクチンは、貴重なワクチンであり、これを無駄にせず、有効に活用する観点から、このようなバイアルについては、延長後の有効期間を前提として取り扱って差しつかえないこととしたため、各ワクチンについて、2、3及び4の取扱いをお願いします。

(3) 被接種者への情報提供について

ファイザー社ワクチン(12歳以上用)及びモデルナ社ワクチンのうち、一部については、被接種者に渡される接種済証に貼用するワクチンシールに、有効期限が記載されています。

(2)の取扱いをしたことにより、印字されている有効期限以降に接種した場合であって、ワクチンシールに延長前の有効期限が印字されている場合には、被接種者に対して有効期限切れのワクチンを接種された等の不安を与えることがないよう、適切に情報提供していただくようお願いいたします。

(4) 有効期限の短いバイアルの優先使用について

新型コロナワクチンは、貴重なワクチンであり、これを無駄にせず、有効に活用する観点から、有効期限の短いバイアルから使用していただくよう改めてお願いいたします。

2 ファイザー社ワクチン(12歳以上用)の有効期限について

(1) 有効期限の変更について

ファイザー社ワクチン(12歳以上用、1価:起源株)については、薬事上の手続きを経て、-90℃～-60℃で保存する場合の有効期間が、令和3年(2021年)9月10日に6か月から9か月へ、

令和4年(2022年)4月22日に9か月から12か月へ、更に令和4年(2022年)8月19日に12か月から15か月へと延長されました。

(2) 見分け方及び取扱いについて(別添1参照)

有効期限が令和4年(2022 年)2月末まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期間が6か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より9か月長いものとして取り扱うよう、お願いいたします。また、これらのバイアルについては、ワクチンシールに有効期限が記載されているところです。そのため、1(3)のとおり、適切に情報提供していただくようお願いいたします。

また、別添1中「有効期間9か月のロット一覧」に掲げるロット No のバイアルは、有効期限が9か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より6か月長いものとして、取り扱うよう、お願いいたします。

3 ファイザー社ワクチン(5～11歳用)の有効期限について

(1) 有効期限の表示について

ファイザー社ワクチン(5～11歳用)については、令和4年(2022年)1月21日に薬事上の承認がされ、-90℃～-60℃で保存する場合の有効期間は9か月となっており、また、薬事上の手続きを経て、令和4年(2022年)4月22日にこれが9か月から12か月へと更に延長されました。

なお、当初から有効期間は9か月として薬事上の承認がされているものの、有効期間を6か月とすることが検討されていたときに、有効期間が6か月であるという前提で有効期限が印字されているバイアルが準備され、日本にも輸入されています。

現在、ファイザー社ワクチン(5～11歳用)について、ファイザー社から有効期限延長に向けて安定性試験を継続している旨の報告を受けています。

(2) 見分け方及び取扱いについて(別添2参照)

有効期限が令和4年(2022 年)5月 31 日まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期間が6か月という前提で有効期限が印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より6か月長いものとして取り扱うよう、お願いいたします。

また、別添2中「有効期間9か月のロット一覧」に掲げるロット No のバイアルは、有効期限が9か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より3か月長いものとして取り扱うよう、お願いいたします。

なお、ファイザー社ワクチン(5～11 歳用)に関しては、ワクチンシールに有効期限の記載はありません。

有効期限が本年 10 月末(ロット番号:「FN5988」)又は本年 11 月末(ロット番号:「FP0362」及び「FR4267」)となっている未使用のファイザー社ワクチン(5～11 歳用)については、事務

連絡等で改めて連絡するまでの間は、有効期限を迎えても当該ワクチンを廃棄することなく、引き続き-90℃から-60℃の温度帯で適切に保管し、有効期間が延長された場合には、それを再び活用できるようにしてください。ロット番号を確認の上、他の使用可能なワクチンと区別して、有効期限が延長されるまでは接種に使用されないようにしてください。また、有効期限内の小児用ワクチンと同様の貯法で保管してください。なお、再凍結はできません。

4 モデルナ社ワクチンの有効期限について

(1) 有効期限の変更について

モデルナ社ワクチンについては、薬事上の手続きを経て、令和3年(2021年)7月16日に-20℃±5℃で保存する場合の有効期間が6か月から7か月に延長され、また、令和3年(2021年)11月12日にこれが7か月から9か月へと更に延長されました。

(2) 見分け方及び取扱いについて(別添3参照)

有効期限が令和4年(2022 年)3月1日まで又はそれ以前となっているバイアル(ロット No3004733 のバイアルを除く。)については、有効期間が6か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より3か月長いものとして取り扱うよう、お願いいたします。

また、別添3中「有効期間7か月のロット一覧」に掲げるロット No のバイアルは、有効期間が7か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より2か月長いものとして取り扱うよう、お願いいたします。

ワクチンシールについては、別添3に記載したバイアルのうち、ロット No3002180 からロット No3004230 までのバイアルのワクチンシールには、有効期限が記載されているところです。そのため、1(3)のとおり、適切に情報提供していただくようお願いいたします。

ファイザー社ワクチン（12歳以上用）の有効期限について

（令和4年10月7日付け厚生労働省健康局予防接種室担当参事官室事務連絡 別添1）

ワクチンの有効期間は、一定期間ワクチンを保存した場合に品質が保たれるかについて、当該ワクチンを製造・販売する企業において集められたデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。このため、一度有効期間を設定した後であっても、当該企業において、引き続き、より長くワクチンを保存した場合に品質が保たれることについてデータが集められれば、そのデータに基づき、薬事上の手続きを経て、有効期間が延長されることがあります。

ファイザー社ワクチン（12歳以上用、1価：起源株）については、薬事上の手続きを経て、-90℃～-60℃で保存する場合の有効期間が、令和3年（2021年）9月10日に6か月から9か月へ、令和4年（2022年）4月22日に9か月から12か月へ、更に令和4年（2022年）8月19日に12か月から15か月へと延長されました。

他方、有効期限が令和4年（2022年）2月末まで又はそれ以前となっているワクチンは、有効期間が6か月であるという前提で、「有効期間9か月のロット一覧」に掲げるロットNoのバイアルは、有効期間が9か月であるという前提で有効期限が印字されています。

これらのワクチンについては、貴重なワクチンを無駄にせず、有効に活用する観点から、下記の「接種に活用して差しつかえない期限」まで使用することが可能です。

【有効期間6か月のロット一覧】

（令和4年10月7日時点）

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間6か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間15か月を前提)
EP2163	2021/5/31	2022/2/28
EP9605	2021/6/30	2022/3/31
ER2659	2021/6/30	2022/3/31
ER7449	2021/6/30	2022/3/31
ET3674	2021/7/31	2022/4/30
ER9480	2021/7/31	2022/4/30
ET9096	2021/7/31	2022/4/30
EW4811	2021/7/31	2022/4/30
EX3617	2021/8/31	2022/5/31
EY2173	2021/8/31	2022/5/31
EY4834	2021/8/31	2022/5/31
EY0779	2021/8/31	2022/5/31
FA2453	2021/8/31	2022/5/31
EY5420	2021/8/31	2022/5/31
EX6564	2021/8/31	2022/5/31
FA5829	2021/8/31	2022/5/31
FA5715	2021/8/31	2022/5/31
FA4597	2021/8/31	2022/5/31
EY5422	2021/8/31	2022/5/31
EY5423	2021/8/31	2022/5/31
EY3860	2021/8/31	2022/5/31

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間6か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間15か月を前提)
FA7338	2021/9/30	2022/6/30
FA7812	2021/9/30	2022/6/30
FC3661	2021/9/30	2022/6/30
FA5765	2021/9/30	2022/6/30
FC8736	2021/9/30	2022/6/30
FC5947	2021/9/30	2022/6/30
FD0889	2021/9/30	2022/6/30
FC5295	2021/9/30	2022/6/30
EW0201	2021/9/30	2022/6/30
EW0203	2021/9/30	2022/6/30
EW0207	2021/9/30	2022/6/30
EY0573	2021/9/30	2022/6/30
FC9880	2021/9/30	2022/6/30
FC9909	2021/9/30	2022/6/30
FC9873	2021/9/30	2022/6/30
EY0572	2021/10/31	2022/7/31
EY0583	2021/10/31	2022/7/31
FD0348	2021/10/31	2022/7/31
FF0843	2021/10/31	2022/7/31
FD1945	2021/10/31	2022/7/31
FF4204	2021/10/31	2022/7/31
FE8206	2021/10/31	2022/7/31
FD0349	2021/10/31	2022/7/31
FE8162	2021/11/30	2022/8/31
FF3622	2021/11/30	2022/8/31
FF2782	2021/11/30	2022/8/31
FF3620	2021/11/30	2022/8/31
FG0978	2021/11/30	2022/8/31
FF9942	2021/11/30	2022/8/31
FF5357	2021/11/30	2022/8/31
FF9944	2021/11/30	2022/8/31
FH0151	2021/12/31	2022/9/30
FF2018	2021/12/31	2022/9/30
FH3023	2021/12/31	2022/9/30
FJ5790	2021/12/31	2022/9/30
FJ7489	2022/1/31	2022/10/31
FJ1763	2022/1/31	2022/10/31
FK0108	2022/1/31	2022/10/31
FK8562	2022/1/31	2022/10/31
FK7441	2022/1/31	2022/10/31

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間6か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間15か月を前提)
FK6302	2022/1/31	2022/10/31
FL1839	2022/1/31	2022/10/31
FJ5929	2022/1/31	2022/10/31
FK0595	2022/2/28	2022/11/30
FL7646	2022/2/28	2022/11/30
FM3289	2022/2/28	2022/11/30

【有効期間9か月のロット一覧】

(令和4年10月7日時点)

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間9か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間15か月を前提)
FM3092	2022/6/30	2022/12/31
FL1116	2022/6/30	2022/12/31
FN2727	2022/7/31	2023/1/31
FN2716	2022/7/31	2023/1/31
FN2723	2022/7/31	2023/1/31
FP8795	2022/7/31	2023/1/31
FN2897	2022/7/31	2023/1/31
FM9281	2022/7/31	2023/1/31
FM7534	2022/7/31	2023/1/31
FM9088	2022/7/31	2023/1/31
FP9647	2022/7/31	2023/1/31
FP9654	2022/7/31	2023/1/31
FR4768	2022/8/31	2023/2/28
FN9605	2022/8/31	2023/2/28
FN9607	2022/8/31	2023/2/28
FT8584	2022/8/31	2023/2/28
FT7280	2022/8/31	2023/2/28
FR1790	2022/8/31	2023/2/28
FP8544	2022/8/31	2023/2/28
FT9319	2022/9/30	2023/3/31
FW0547	2022/9/30	2023/3/31
FN2726	2022/9/30	2023/3/31

※有効期間の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも
掲載することとしていますので、ご参照ください。

(二次元コード)

厚生労働省HP「新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html



ファイザー社ワクチン（5～11歳用）の有効期限について

（令和4年10月7日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡 別添2）

ワクチンの有効期間は、一定期間ワクチンを保存した場合に品質が保たれるかについて、当該ワクチンを製造・販売する企業において集められたデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。このため、一度有効期間を設定した後であっても、当該企業において、引き続き、より長くワクチンを保存した場合に品質が保たれることについてデータが集められれば、そのデータに基づき、薬事上の手続きを経て、有効期間が延長されることがあります。

ファイザー社ワクチン（5～11歳用）については、令和4年（2022年）1月21日に薬事上の承認がされ、-90℃～-60℃での有効期間は9か月となっており、また、薬事上の手続きを経て、令和4年（2022年）4月22日にこれが9か月から12か月へと更に延長されました。

有効期限が令和4年（2022年）5月31日まで又はそれ以前となっているバイアルについては、有効期間を6か月とすることが検討されていたときに、有効期間が6か月という前提で有効期限が印字されています。また、「有効期間9か月のロット一覧」に掲げるロットNoのバイアルは、有効期間が9か月であるという前提で有効期限が印字されています。

これらのワクチンについては、貴重なワクチンを無駄にせず、有効に活用する観点から、下記の「接種に活用して差しつかえない期限」まで使用することが可能です。なお、有効期限が本年10月末（ロット番号：「FN5988」）又は本年11月末（ロット番号：「FP0362」及び「FR4267」）となっているワクチンについては、事務連絡等で改めて連絡するまで（**現時点では連絡時期未定**）は、有効期限を迎えても-90℃から-60℃の温度帯で未使用のまま適切に保管し、**有効期間が延長された場合には、それを再び活用できるようにしてください。**

【有効期間6か月のロット一覧】（令和4年10月7日時点）

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間6か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間12か月を前提)
FN5988	2022/4/30	2022/10/31
FP0362	2022/5/31	2022/11/30

【有効期間9か月のロット一覧】（令和4年10月7日時点）

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間9か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間12か月を前提)
FR4267	2022/8/31	2022/11/30
FW5101	2022/9/30	2022/12/31

※有効期間の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも掲載することとしていますので、ご参照ください。

（二次元コード）

厚生労働省HP「新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html



モデルナ社ワクチンの有効期限について

(令和4年10月7日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡 別添 3)

ワクチンの有効期間は、一定期間ワクチンを保存した場合に品質が保たれるかについて、当該ワクチンを製造・販売する企業において集められたデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。このため、一度有効期間を設定した後であっても、当該企業において、引き続き、より長くワクチンを保存した場合に品質が保たれることについてデータが集められれば、そのデータに基づき、薬事上の手続きを経て、有効期間が延長されることがあります。

モデルナ社ワクチンについては、薬事上の手続きを経て、 $-20^{\circ}\text{C}\pm 5^{\circ}\text{C}$ で保存する場合の有効期間が、令和3年(2021年)7月16日には6か月から7か月に延長され、令和3年(2021年)11月12日には7か月から9か月に延長されました。

他方、有効期限が令和4年(2022年)3月1日まで又はそれ以前となっているワクチン(※ロットNo3004733のワクチンを除く。)は、有効期間が6か月であるという前提で有効期限が印字されています。また、「有効期間7か月のロット一覧」に掲げるロットNoのワクチンは、有効期間は7か月であるという前提で有効期限が印字されています。

これらのワクチンについては、貴重なワクチンを無駄にせず、有効に活用する観点から、下記の「接種に活用して差しつかえない期限」まで使用することが可能です。

【有効期間6か月のロット一覧】

(令和4年10月7日時点)

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間6か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間9か月を前提)
3002180	2021/9/27	2021/12/27
3002181	2021/9/28	2021/12/28
3002185	2021/10/8	2022/1/8
3002337	2021/10/20	2022/1/20
3002539	2021/10/24	2022/1/24
3002540	2021/10/25	2022/1/25
3002617	2021/10/29	2022/1/29
3002618	2021/10/30	2022/1/30
3002619	2021/11/2	2022/2/2
3002915	2021/11/4	2022/2/4
3003182	2021/11/13	2022/2/13
3003189	2021/11/16	2022/2/16
3003190	2021/11/17	2022/2/17
3003653	2021/11/23	2022/2/23
3003654	2021/11/24	2022/2/24
3003656	2021/11/25	2022/2/25
3003657	2021/11/26	2022/2/26
3003658	2021/11/28	2022/2/28
3004220	2021/11/29	2022/2/28
3004221	2021/11/30	2022/2/28
3004226	2021/12/1	2022/3/1
3004227	2021/12/2	2022/3/2
3004228	2021/12/3	2022/3/3
3004229	2021/12/4	2022/3/4

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間6か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間 9 か月を前提)
3004230	2021/12/6	2022/3/6
3004495	2021/12/7	2022/3/7
3004496	2021/12/8	2022/3/8
3004497	2021/12/9	2022/3/9
3004231	2021/12/11	2022/3/11
3004232	2021/12/13	2022/3/13
3004501	2021/12/14	2022/3/14
3004666	2021/12/15	2022/3/15
3004667	2021/12/27	2022/3/27
3004734	2021/12/28	2022/3/28
3004956	2021/12/29	2022/3/29
3005235	2022/1/3	2022/4/3
3005236	2022/1/4	2022/4/4
3005239	2022/1/6	2022/4/6
3005240	2022/1/7	2022/4/7
3005286	2022/1/8	2022/4/8
3005292	2022/1/9	2022/4/9
3005288	2022/1/10	2022/4/10
3005293	2022/1/10	2022/4/10
3005691	2022/1/11	2022/4/11
3005692	2022/1/11	2022/4/11
3005289	2022/1/12	2022/4/12
3005685	2022/1/12	2022/4/12
3005693	2022/1/14	2022/4/14
3005694	2022/1/16	2022/4/16
3005699	2022/1/17	2022/4/17
3005700	2022/1/19	2022/4/19
3005701	2022/1/20	2022/4/20
3005788	2022/1/20	2022/4/20
3005702	2022/1/21	2022/4/21
3005791	2022/1/21	2022/4/21
3005785	2022/1/22	2022/4/22
3005786	2022/1/24	2022/4/24
3005839	2022/1/24	2022/4/24
3005840	2022/1/25	2022/4/25
3005787	2022/1/25	2022/4/25
3005890	2022/1/30	2022/4/30
3005891	2022/1/30	2022/4/30
3005892	2022/1/31	2022/4/30
3006277	2022/2/8	2022/5/8
3006278	2022/2/9	2022/5/9
3006279	2022/2/9	2022/5/9
3006326	2022/2/15	2022/5/15
3006327	2022/2/16	2022/5/16
3006343	2022/2/17	2022/5/17
000001A	2022/2/17	2022/5/17
000005A	2022/2/20	2022/5/20

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間6か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間 9 か月を前提)
000006A	2022/2/20	2022/5/20
000007A	2022/2/23	2022/5/23
000011A	2022/2/23	2022/5/23
000008A	2022/2/24	2022/5/24
000012A	2022/2/24	2022/5/24
000009A	2022/2/25	2022/5/25
000013A	2022/2/25	2022/5/25
000017A	2022/2/26	2022/5/26
000018A	2022/2/27	2022/5/27
000020A	2022/2/28	2022/5/28
000021A	2022/2/28	2022/5/28
000024A	2022/2/28	2022/5/28
000025A	2022/2/28	2022/5/28
000026A	2022/2/28	2022/5/28
000028A	2022/3/1	2022/6/1

【有効期間 7 か月のロット一覧】

(令和4年10月7日時点)

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間 7 か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間 9 か月を前提)
3004733	2022/1/22	2022/3/22
000048A	2022/4/10	2022/6/10
000049A	2022/4/10	2022/6/10
000126A	2022/6/8	2022/8/8
000127A	2022/6/8	2022/8/8
000193A	2022/7/2	2022/9/2
000198A	2022/7/5	2022/9/5
000204A	2022/7/6	2022/9/6
000207A	2022/7/7	2022/9/7
000211A	2022/7/8	2022/9/8
000214A	2022/7/9	2022/9/9
000218A	2022/7/9	2022/9/9
000221A	2022/7/11	2022/9/11
000220A	2022/7/13	2022/9/13
000222A	2022/7/13	2022/9/13
000232A	2022/7/17	2022/9/17
000236A	2022/7/18	2022/9/18
000260A	2022/8/9	2022/10/9
000261A	2022/8/12	2022/10/12
000262A	2022/8/13	2022/10/13
000248A	2022/8/15	2022/10/15
000249A	2022/8/16	2022/10/16

(二次元コード)

※有効期間の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも

掲載することとしていますので、ご参照ください。

厚生労働省HP「新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html

